



菜の花

梶 税務経営ニクス



編集 発行人
梶 税務理士事務所
税理士 梶 義明
税理士 梶 久男

〒933-0849
高岡市横田本町10-7
ダイキビル2F
TEL 0766(25)7722(代)
FAX 0766(25)7723
<http://kaji.zei-mu.jp>

3月の税務と労務

3月

(弥生) March

21日・春分の日

- 国 税 / 平成18年分所得税の確定申告
2月16日～3月15日
- 国 税 / 個人の青色申告の承認申請 3月15日
- 国 税 / 贈与税の申告 2月1日～3月15日
- 国 税 / 2月分源泉所得税の納付 3月12日
- 国 税 / 個人事業者の18年分消費税の確定申告
4月2日
- 国 税 / 1月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等) 4月2日
- 国 税 / 7月決算法人の中間申告 4月2日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

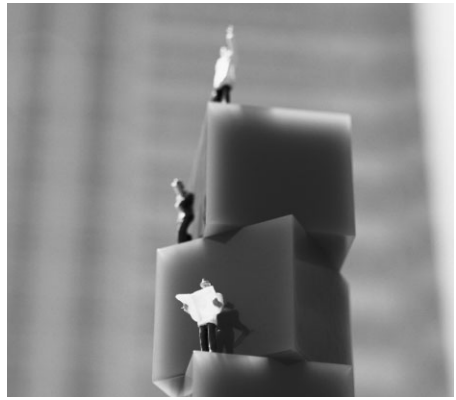
- 国 税 / 4月、7月、10月決算法人の消費税の
中間申告(年3回の場合) 4月2日
- 地方税 / 個人の都道府県民税、市町村民税、事業税
(事業所税)の申告 3月15日



有限会社もできる社債の発行 社債の発行は、従来、株式会社以外はできませんでしたが、昨年5月施行の会社法により、既存の有限会社(特例有限会社)や合名、合資会社等でも発行できるようになりました。社債のうち少人数の縁故者や取引先等を対象とする少人数私募債は、通常の社債に比べ無担保で発行できることなどから注目されています。

平成19年度

税制改正 のポイント(案)



平成十九年度の税制改正は、経済成長に重点を置き、設備投資の促進など、どちらかという企業に、より配慮したものが多くなっています。その一方、個人には住宅ローン減税の延長・拡大が図られています。以下、要点をまとめてみました。

一 タイムスケジュール

平成十八年度税制改正で、実施時期が今年からのものもありますので、これらを含めて主なものを整理すると、図表1のようになります。

二 減価償却制度

1 残存価額の廃止

平成十九年四月一日以後に取得する減価償却資産について、残存価額が廃止されます。

この場合の定率法の償却率は定額法の二・五倍とされます。

2 償却可能限度額の廃止

平成十九年四月一日以後に取得する減価償却資産については、耐用年数経過時点に一元(備忘価額)まで償却できることとなります。

なお、既存設備については、償却可能限度額(取得価額の九五%)

に到達後五年間で均等償却ができません。

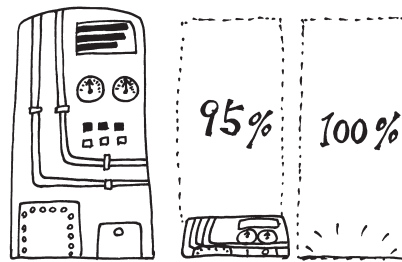
三 中小企業支援

1 特定同族会社の留保金課税制度の見直し

特定同族会社の留保金課税制度の対象から資本金一億円以下の法人が除外されます。

2 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の見直し

特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度について、適用除外基準である基準所得金額が一、



=増税 =減税

図表1 改正タイムスケジュール

平成19年1月	<ul style="list-style-type: none"> 所得税の定率減税の廃止 税源移譲の実施 取引相場のない株式等に係る相続時精算課税制度の特例の創設 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額の特例の創設
平成19年4月	<ul style="list-style-type: none"> 減価償却資産について残存価額、償却可能限度額の廃止(1円まで償却可) 住宅のバリアフリー改修促進税制の創設
6月	個人住民税の定率減税廃止
平成20年4月	<ul style="list-style-type: none"> 所有権移転外ファイナンス・リース取引は売買とみなして処理する

六〇〇万円(現行八〇〇万円)に引き上げられます。

3 取引相場のない株式等に係る相続時精算課税制度の特例の創設

推定相続人の一人(受贈者)が、平成十九年一月一日から平成二十年十二月三十一日までの間に取引

相場のない株式等の贈与を受ける場合には、一定の要件の下で、六〇歳以上の親からの贈与についても、三、〇〇〇万円の非課税枠の相対時精算課税制度の適用が認められます。

四 金融・証券税制

上場株式等の配当等に係る軽減税率の特例及び上場株式等に係る譲渡所得等の軽減税率（所得税七％、住民税三％）の特例適用期限が一年延長されます。

五 住宅税制

1 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額の特別の創設

住宅の取得等をして平成十九年又は平成二十年に居住の用に供した場合について、特例が創設されます。

この特例は、従来の特別控除との選択適用とし、控除期間、住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除率については、図表2のとおりです。

2 住宅のバリアフリー改修促進税制の創設

住宅のバリアフリー改修工事等

に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額の特別が創設されます（図表3）。

六 その他

1 電子申告税額控除の創設

電子証明書を取得した個人が平成十九年分又は平成二十年分の所得税の納税申告書の提出を電子申告でした場合には、いずれかの年に五、〇〇〇円の税額控除ができます。

2 税務手続の電子化促進措置

電子申告を行う際、医療費の領収書などの第三者作成書類の記載事項を入力して送信することにより、書類の添付が省略可能となります。

3 寄付金控除の控除額の引上げ

控除対象限度額が総所得金額等の四〇％（現行三〇％）に引き上げられます。

4 役員給与の整備

事前確定届出給与の届出期限が、役員給与に係る定めに関する決議をする株主総会等の日から一月を経過する日（その日が職務の執行を開始する日の属する会計期間開始の日から四月を経過する日）後である場合には、当該四月を経過す

る日）となり緩和されます。

5 リース取引の整備

ファイナンス・リースに該当するリース取引のうち、リース期間の終了の時にリース資産が無償又は名目的な対価の額で賃借人に譲渡されるものであること等の要件に該当しないものは、売買取引と

みなすこととされます。

6 特定資産の買換えの場合等の課税の特例の適用期限の延長

特定資産の買換えの場合等の課税の特例について、長期所有の土地・建物等から国内にある土地・建物、機械装置等への買換えの適用期限が二年延長されます。

図表2 住宅ローン特別控除額の特例

居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高	適用年・控除率
平成19年	15年間	2,500万円以下の部分	1年目から10年目まで0.6% 11年目から15年目まで0.4%
平成20年	同上	2,000万円以下の部分	同上

図表3 住宅のバリアフリー改修促進税制

居住の用に供する時期	控除期間	住宅借入金等の年末残高	控除率
平成19年4月1日から平成20年12月31日まで	5年間	1,000万円以下の部分	イ 一定のバリアフリー改修工事に係る工事費用相当部分(200万円を限度)...2% ロ イの「一定のバリアフリー改修工事に係る工事費用相当部分」以外の工事費用相当部分...1%

借家人に支払った立退料

Q 私は賃貸借契約によって、甲氏に建物を貸し付けていましたが、本年1月にその建物と敷地を乙法人に譲渡することとなり、甲氏に立ち退いてもらうこととなりました。この際、私は甲氏に対して立退料として500万円を支払いました。この立退料は譲渡所得の金額の計算上、譲渡費用とすることができますか？

また、受取人の甲氏の課税関係、法人が立退料を支払った場合の取扱いについて合わせてお教えてください。

A (1) 個人が建物とその敷地を譲渡するために借家人に支払った立退料
個人が建物とその敷地を譲渡するために借家人に支払った立退料は、その個人の譲渡所得の金額の計算上、譲渡費用として取り扱われます。

(2) 借家人甲氏が受取った立退料の課税関係
借家人甲氏が受取った立退料の課税関係は、その内容により、次のように取り扱われます。

借家権の消滅の対価たる性質を有するもの...譲渡所得

移転休業等に伴う収益の補償的性質を有するもの...事業所得

その他の性質を有するもの...一時所得

なお、賃貸借契約の解除に伴い受取った立退料は、消費税の計算上、資産の譲渡等には該当せず課税されません。

(3) 法人が建物とその敷地を譲渡するために借家人に支払った立退料

法人が支払った立退料は、損金の額に算入されます。



答

接待費、機密費その他の費
交際費等とは、「交際費、

の他の諸費用)の金額によることとされます。

問 当社はレストラン経営をしておりますが、得意先の接待のために当社のレストランを利用しています(料金は支払っていません)。この場合の交際費等の金額は、売上金額としなければならぬのでしょうか？

用で法人がその得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のため支出するもの」とされています。
したがって、ご質問の場合の交際費等の金額は、売上金額ではなく、売上原価(材料費、人件費その他の諸費用)の金額によることとされます。

税金メモ
自社レストランを接待に利用する場合の交際費等の額の取扱い

デパート等に対する協賛金

Q 当社は衣類の卸売業を営む法人であり、デパートやスーパーマーケットに製品を納入しています。

これらの納入先が大売出しや催物をするたびに、広告宣伝費の一部、または、売場改装費用の一部を負担していますが、これらの費用は税務上どのように取り扱われますか？

A 1 納入製品の大売出し又は広告宣伝のための催物の費用負担の場合は、広告宣伝費として取り扱われます。

2 売場改装のための費用を負担した金額のうち、貴社の納入製品の販売のためのものであったり、自ら出店している売場の改装のためであるものなど自己が便益を受けるために支出する費用で、その支出の効果が1年以上に及ぶものは繰延資産とされます。